

岩国市粗大ごみ収集に係る取扱要綱

(目的)

**第1条** この要綱は、市が実施する粗大ごみの戸別有料収集について、必要な事項を定めるものとする。

(収集する粗大ごみ)

**第2条** 市が収集する粗大ごみは、一般家庭から排出される固形で大型の粗大ごみであって、指定ごみ袋に入らない大きさのものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは、収集しない。

- (1) 特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）に定める特定家庭用機器（いわゆるエアコン、テレビ、冷蔵庫及び冷凍庫並びに洗濯機及び衣類乾燥機）
- (2) パソコン本体又はディスプレイ
- (3) 収集する者2人で搬出ができないもの
- (4) 搬出に当たり、取外し工事、解体作業等を伴うもの
- (5) 市の一般廃棄物処理施設において処理できないもの
- (6) その他収集が困難であると市長が認めるもの

(収集方法等)

**第3条** 収集は、戸別訪問によるものとする。

2 粗大ごみの排出場所については、次条の規定による申込みの際に決定するものとし、原則として、排出する者の玄関前又は門の前、集合住宅における1階の出入口付近、専用ごみ持ち出し場所等の屋外において収集を行うものとする。

(収集の申込み)

**第4条** 収集の申込みは、電話、やまぐち電子申請サービスその他別に定める方法により受け付けるものとする。

(数量の制限)

**第5条** 粗大ごみの申込数量は、原則として1世帯1回当たり、粗大ごみの大きさにかかわらず10個を限度とする。

(その他)

**第6条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

**附 則**

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。